

食安輸発0611第2号
平成22年6月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

BSE発生国等から輸入される食肉の取扱いについて

標記については、平成16年11月18日付け食安輸発第1118005号にて通知し、BSE発生国等、米国及びメキシコから食肉の輸入届出がなされた際には、入庫証明等を求め、輸出国政府が発行する衛生証明書内容と相違ないことを確認していたところです。

今般、これまでの確認結果を踏まえ、当該取扱いを解除することとし、平成16年11月18日付け食安輸発第1118005号を廃止します。

なお、引き続き、輸入者に対してBSE発生国等、米国及びメキシコから食肉を輸入する際には衛生証明書と入庫証明等が相違ないことを確認するよう指導し、衛生証明書に記載のない食肉が発見された場合には速やかに検疫所へ報告をするよう求めるとともに、倉庫業者等の関係営業者に対しても貨物の確認について周知徹底を図るよう指導方お願いします。